

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## ◇告示 性病予防法による代用病院の指定 結核予防法による医療機関の指定

昭和三十六年五月鳥取県告示第二百七十号の一部改正  
漁港管理者の指定の取消しについての公聴会の開催

土地改良区の清算人の就任  
土地改良区の役員 の 退任等

## 告示

### 鳥取県告示第三百三十三号

性病予防法(昭和二十三年法律第六十七号)第十六条第三項の規定に  
より、次の病院及び診療所を同法同条第一項の県が設置すべき病院及び診  
療所に昭和四十二年二月十七日から代用する。

昭和四十二年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

通 名 稱 所 在 地  
口 医 院 鳥取市大楠五〇七の一

湖 東 医 院	鳥取市湖山町下浜一二一〇の一六
柴 田 皮 膚 科 医 院	鳥取市二階町一丁目一五
田 中 医 院	八頭郡郡家町大字下津黒二六
佐 々 木 医 院	八頭郡河原町大字中井二六二の五
加 藤 医 院	八頭郡佐治村大字加瀬木一三〇〇
山 田 医 院	八頭郡河原町大字佐貫七五六
太 田 原 医 院	気高郡気高町大字宝木八二七の五
原 田 医 院	気高郡青谷町大字山根九九
足 立 医 院	倉吉市上井町二丁目一〇の七
フ ク ミ ツ 医 院	倉吉市堺町二丁目二三九
門 脇 産 婦 人 科	倉吉市瀬崎町二七三八
高 見 医 院	倉吉市宮川町一七六の一
水 谷 医 院	倉吉市仲ノ崎七七〇
上 原 産 婦 人 科 医 院	倉吉市堺町二丁目九六二の二
別 所 医 院	倉吉市瀬崎町二七三二
岡 田 医 院	東伯郡東伯町丸尾上ノ垣八
入 江 医 院	東伯郡東伯町大字下伊勢四三八
池 本 医 院	東伯郡赤碓町大字赤碓一五一五
木 谷 医 院	東伯郡東伯町徳万二八〇
安 梅 医 院	東伯郡関金町大字大鳥居二一六
医 療 法 人 同 愛 会 博 愛 病 院	米子市加茂町一丁目一
鳥 取 大 学 医 学 部 附 属 病 院	米子市西町三六の一
大 山 町 国 民 健 康 保 險 大 山 診 療 所	西伯郡大山町今在家四七八

佐々木医院 西伯郡中山町大字田中六四六の一  
名和町国民健康保険 西伯郡名和町大字加茂四の一  
診療所

厚生館 隅田医院 西伯郡岸本町吉長五九の二

国民健康保険 西伯郡西伯町大字倭三九七の一  
西伯病院

鳥取県済生会 境港市米川町四七  
境港病院

鳥取県告示第百三十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十二年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日 名 称 所 在 地 開設者

昭和四十二年一月二十一日 谷口医院 鳥取市梶川町五七番地 谷口 薫

鳥取県告示第百三十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十二年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日 名 称 所 在 地 開設者

昭和四十二年 越智内科医院 米子市加茂町一ノ九 越智 勤  
一月十二日

安達 医院 米子市西三柳二〇四八番地 安達 厚

鳥取県告示第百三十六号

昭和三十六年五月鳥取県告示第二百七十号（児童福祉収容施設措置費の保護単価について）の一部を次のように改正し、別表ハに係る改正については昭和四十一年九月一日から、別表ロに係る改正部分については昭和四十一年度事業費から適用する。

昭和四十二年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表ハを次のように改める。

別表(一) 事務費の児童一人当たりの保護単価表 (月額)

施設区分	施設名	地域区分	寒冷地区 等級	算出上の所要単価		国の示す単価		設定保護 単価	適用人員 又は 適用世帯	備 考
				一般分	寒冷地 加算	一般分	寒冷地 加算			
教 護 院	喜多原学園	乙	1級地	円 11,387	円 102	円 9,425	円 62	円 9,487	人 128	
精神薄弱児施設	皆成学園	乙	"	13,216	127	11,471	93	11,544	120	
盲 児 施 設	積善学園	乙	"	19,700	194	12,969	111	13,080	30	
ろ う あ 児 施 設	積善学園	乙	"	14,788	144	10,302	93	10,395	78	
養 護 施 設	鳥取こども学園	乙	"	8,441	81	8,359	82	8,440	80	
	青谷こども学園	乙	"	7,845	73	9,115	82	7,918	30	
	因伯子供学園	乙	"	8,297	79	8,613	82	8,376	60	6月~8月 7,763 1月以降 8,226
	光徳子供学園	乙	"	9,405	91	9,115	96	9,206	30	
乳 児 院	聖園天使園	乙	"	9,011	88	8,359	82	8,441	80	
精神薄弱児通園施設	米子乳児院	乙	"	28,167	281	28,014	314	28,295	15	
	若草学園	乙	"	11,929	111	10,636	90	10,726	30	
	あかしや学園	乙	"	12,564	119	10,636	90	10,726	30	
母子寮 (県措置分)	郡家母子寮	乙	"	5,882	44	9,866	53	5,896	世帯 20	10月 8,170 11月以降 9,955
	赤碕母子寮	乙	"	4,052	36	9,579	45	4,088	19	
	鳥取母子寮	乙	"	8,002	73	9,579	43	8,045	20	
母子寮 (市措置分)	倉吉母子寮	乙	"	7,550	70	9,579	39	7,589	11	2月以降 2,712
	米子東母子寮	乙	"	2,184	16	9,579	29	2,200	15	7月以降 2,200
	米子西母子寮	乙	"	5,645	52	9,579	24	5,669	18	

3才未満の者の加算分 (月額)

施設区分	施設名	地域区分	一人当たり加算額	備考
養護施設	鳥取こども学園	乙	2,816	
	青谷こども学園	乙	2,816	
	因伯子供学園	乙	2,816	
	光徳子供学園	乙	2,816	
	聖園天使園	乙	2,816	

別表(中)

期末一時扶助費	円
(年額)	505
期末一時扶助費	円
(年額)	575

改める。

鳥取県告示第百三十七号

漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)第二十五条第四項の規定に基づき、酒津漁港の漁港管理者の指定の取消しについての公聴会を次のとおり開催する。

昭和四十二年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一日 時 昭和四十二年二月二十日 午後二時

二場 所 気高郡気高町 気高町役場

三 開催目的 酒津漁港の漁港管理者を鳥取県にするため

四 利害関係人の意見の提出期限及び提出先

提出期限 昭和四十二年二月十八日

提出先 鳥取県農林部水産課

鳥取県告示第百三十八号

漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)第二十五条第四項の規定に基づき、岩戸漁港の漁港管理者の指定の取消しについての公聴会を次のとおり開催する。

昭和四十二年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一日 時 昭和四十二年二月二十日 午前十時

二場 所 岩美郡福部村 福部村役場

三 開催目的 岩戸漁港の漁港管理者を鳥取県にするため

四 利害関係人の意見の提出期限及び提出先

提出期限 昭和四十二年二月十八日

提出先 鳥取県農林部水産課

鳥取県告示第百三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十五項の規定に基づき、次の土地改良区から清算人が就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十二年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

下郷土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

理事 大東 義雄 西伯郡伯仙町大字下郷六八番地

〃 関本 秀治 〃 四〇六〃

〃 吉川 芳治 〃 一〇五〃

昭和四十一年六月二十七日解散命令に伴い同年八月二十日就任 任期は精算終了まで

鳥取県告示第百四十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区からそれぞれ役員が退任し、就任し、又は住所を変更した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十二年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

中井手土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 手島 光衛 西伯郡中山町大字田中

〃 森沢 藤 〃

〃 松田 寅輝 〃 石井垣

〃 岩本 清 〃 栄田

〃 西山 虎雄 〃

〃 山本 松平 〃 御崎

〃 田口 英夫 〃

〃 野川堅次郎 〃 田中

〃 山西 勇蔵 〃

〃 中川 宗治 〃

〃 監事 西尾福四郎 〃 御崎

〃 真山 省吾 〃 田中

任期満了により退任 就任した役員の氏名及び住所

理事 手島 光衛 西伯郡中山町大字田中五〇二番二地

〃 森沢 藤 〃 四四八番地

〃 松田 寅輝 〃 石井垣一三七〃

〃 西山 虎雄 〃 栄田三五九〃

〃 山本 松平 〃 御崎三五六〃

〃 田口 英夫 〃 九六〃

〃 野川堅次郎 〃 田中三一九番一地

〃 山西 勇蔵 〃 一二三番地の一

〃 中川 宗治 〃 七七二番一地

〃 江原 正俱 〃 栄田三一五番地

〃 監事 西尾福四郎 〃 御崎一一七〃

〃 真山 省吾 〃 田中三〇九番地の一

昭和四十一年三月十二日通常総会において総選挙の結果当選し五月十五日就任 任期四年

下市駅南土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 西山 国雄 西伯郡中山町大字上市二七七番地の一



理事 植原 正隆 東伯郡羽合町大字長瀬一、二、三番地

変更後

理事 植原 正隆 東伯郡羽合町大字長瀬一、一六二番地

米川土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 吉井 泰治、米子市大谷町九五番地

昭和四十一年十一月十一日死亡による。